

## マイナンバーカード (個人番号カード) 交付のお知らせ

本市では平成28年2月から、マイナンバーカード(個人番号カード)の交付を開始していますが、現在、非常に多くの方が申請されており、カードの交付が遅れています。お渡しの準備ができた方から順次、交付通知書(はがき)が同封された案内(転送不可の普通郵便)をお送りしています。大変ご迷惑をおかけしていますが、案内が届くまでお待ちいただけますようお願いいたします。(※申請日からお渡しできるまでに数か月を要しています。)

**【交付窓口】** 交付通知書(はがき)が同封された案内が届いた方は、開庁時間(平日の午前8時30分～午後5時15分)のほか、次の延長窓口および休日窓口もご利用ください。(※延長窓口および休日窓口は電話での予約が必要となります。)

**延長窓口** 平日の午後5時15分～午後6時15分

**休日窓口** 4月24日(日)  
午前9時～午後4時

## 通知カードのお知らせ

通知カードをまだ受け取られていない方は、本市に返戻されている場合がありますので、戸籍住民課までお問い合わせください。(返戻されている旨の案内が届いている世帯で、取りに来られていない方は、取りに来ていただけますようお願いいたします。)

また、通知カードを紛失された方は、戸籍住民課へ紛失の届出をお願いします。

### 【お問い合わせ先】

◎市戸籍住民課(市役所1階①番窓口)

☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail: kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

◎マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120・95・0178

(平日9:30～20:00、土日祝9:30～17:30)

※個人番号カードを紛失した場合の一時停止受付は、24時間365日対応

## 後期高齢者医療制度 保険料率改定のお知らせ



後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療費などの推計をもとに2年ごとに保険料率の見直しを行っており、このたび平成28年度および平成29年度の保険料率が決定されました。

高齢者人口の増加などにより医療費が増大していくなか、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するために、みなさまから納めていただく保険料が大切な財源となります。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

### 【被保険者均等割額】

52,913円

被保険者全員が等しく負担します。

### 【所得割率】

10.98%

被保険者が所得に応じて負担します。

※被保険者均等割額および所得割率は、徳島県内均一となっております。

なお、保険料額決定通知書等は8月に送付する予定です。

### 【お問い合わせ先】

市税務課諸税担当

(市役所1階)

☎32・3845 / FAX

33・3401

Mail: shozei@city.komatsushima.jp

ushima.tokushima.jp

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 52,913 \text{円} + (\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.98\%$$

※保険料の上限は年額57万円です。